

中国法人設立における知的財産上の留意点

国際第3委員会*

抄 録 中国では「自主創新」をキーワードに、国家施策としてイノベーション型国家建設が進められており、日本企業による研究開発拠点の設立件数も増加の一途を辿っている。国際第3委員会では、中国での研究開発が行われることにより現地で発明が生まれた場合の取扱いについて2005年と2008年に実地調査を行ったが、その後、専利法改正等の環境変化があり、中国の自主創新政策の活用ニーズも高まっていることから、これらの点も踏まえて、再度アンケートとヒアリングを実施した。

本稿は、これらアンケート等の調査結果を考察するとともに、いくつかの項目については最新の知的財産関連法規を調査分析の上、中国法人設立における知的財産上の留意点を報告するものである。

目 次

1. はじめに
2. 中国法人の知財体制及び知財教育
 2. 1 中国法人の知財体制
 2. 2 中国法人における知財教育
3. 自社技術の保護
 3. 1 想定される技術情報の流出
 3. 2 従業員に対する情報流出防止策
 3. 3 先使用权の活用
4. 現地で生まれた発明の取扱い
 4. 1 職務発明の判断
 4. 2 現地で生まれた発明の取扱い
 4. 3 職務発明に関する奨励・報酬
5. 出願から権利化に関して
 5. 1 現地発明の出願について
 5. 2 出願の要否判断、中間処理の対応および権利の維持・放棄
 5. 3 機密保持審査
6. 技術移転
 6. 1 技術移転に伴う行為
 6. 2 技術ライセンス
 6. 3 特許の譲渡
7. 中国企業や大学との共同又は委託研究
 7. 1 研究開発の形態又は組織
 7. 2 研究開発成果（特実意）の取扱い規定
 7. 3 共有特許の自己実施又は第三者への実施許諾

7. 4 契約での留意点
8. 中国の自主創新政策の活用
 8. 1 概要
 8. 2 「自主創新」に係る一部の具体政策
 8. 3 まとめ
9. おわりに

1. はじめに

中国では「自主創新」をキーワードに、国家施策としてイノベーション型国家建設が進められており、日本企業による研究開発拠点の設立件数も増加の一途を辿っている。

国際第3委員会では中国研究開発拠点の設立に伴い実務上の検討課題となる、中国現地発明の取扱いについて、2005年と2008年に会員企業へのアンケートによる検討を行ったが^{1), 2)}、それから3年が経過し、中国ビジネスを取り巻く環境は凄まじいスピードで変化しているとともに、2009年10月1日施行の専利法改正や2010年2月1日施行の専利法実施細則改正等、知的財産制度としても大きな環境変化があった。

* 2011年度 The Third International Affairs Committee

また、中国では自主創新政策の一環として、知的財産権に係る各種優遇政策を実施しており、日本企業としても中国進出時にこれらの優遇政策の活用を検討する必要が生じている。

そこで、中国法人の設立にあたり知的財産上の検討課題となる、中国法人の知財体制、知財教育、自社技術の保護、現地で生まれた発明の取り扱い、出願から権利化、日本法人から中国法人への技術移転、中国企業や大学との共同研究等の項目に加え、自主創新政策の活用等の項目も含めて、会員企業へのアンケート調査とヒアリングを行った（回答数45社）。

本稿はこれらアンケート等の調査結果を考察するとともに、いくつかの項目については中国における最新の知的財産関連法規や自主創新政策を調査分析の上、日本企業が中国法人を設立するにあたり知的財産上で特に留意すべき点を報告するものである。

なお、本稿は2011年度国際第3委員会第2ワーキンググループの岩田潤治（副委員長：デンソー）、尾仲理香（副委員長：帝人知的財産センター）、福井慎一（富士重工業）、雷浩（富士ゼロックス）、中原哲彦（三菱レイヨン）、江原真理子（ユニ・チャーム）、東條朋晶（ルネサスエレクトロニクス）、山崎剛（新日本製鐵）、清水一茂（アズビル）、田村浩一（三菱化学）、高橋光男（住友電気工業）、奈良亮介（三井化学）が作成した。

2. 中国法人の知財体制及び知財教育

2.1 中国法人の知財体制

(1) 中国法人における知財管理組織の有無

アンケート調査の結果、中国法人に知財管理組織がある企業の割合は43%であった。特に、中国法人に研究拠点を持つ場合は80%の企業が知財管理組織（知財部門を含む）を持っており、研究拠点においては高い比率であることが

確認された。

これらの知財管理組織における主な業務は、従来から模倣品対策に関連するものが多かったが、最近では中国法人での技術開発の進展に伴い、特許業務が増加している。更に技術標準化動向調査、情報収集、ロビー活動などの業務も増加してきている。

(2) 日本本社からの知財駐在員

次に、中国法人に何らかの知財管理組織がある場合、その知財要員の構成について、調査を行った。調査結果では、日本本社の知財要員が現地に駐在している企業の割合は55%であった。知財業務の重要度および多様化が増しているためと思われる。

2.2 中国法人における知財教育

中国法人従業員に対して知財教育の機会があると回答した企業の割合は44%であった。この内、中国法人が研究拠点である場合は73%の企業が知財教育の機会を持っていた。

教育内容としては、発明創作の啓発や特許制度等についての一般的な知財教育と、営業秘密等の情報漏洩防止のための教育に大別される。その他、商標に関する教育を行っている例もあった。このように中国法人従業員への知財教育は、日本と同様なレベルで進んでおり、特に研究拠点を有する場合、積極的に中国法人従業員への知財教育に取り組んでいることが分かる。

3. 自社技術の保護

3.1 想定される技術情報の流出

技術情報の流出元としては、一般的には従業員又は退職者からの流出が考えられるが、特に同業他社への転職の際に流出することが最も懸念されている。

流出先としては、転職先の他、合弁相手企業、

実施許諾先、技術提携先、製造委託先、共同研究先、取引先、協力会社、関係機関（許認可の当局など）等への情報流出が懸念されている。また、関係機関から同業他社等への再流出リスクも考えられる。更に、退職者自らの会社設立や人材のまとまった引き抜き、サイバー攻撃や社内データへのハッキングなどによる情報流出も想定される。

この他に、流出情報が流出先から特許出願された場合、公開による更なる情報流出や権利化による係争リスクもあり得る。

3. 2 従業員に対する情報流出防止策

(1) 在職時の対策

上記のような情報流出が想定される中、まず第1に社内規則又は雇用契約によって従業員に対する情報流出防止策を講ずることが考えられる。

アンケートの結果では、中国法人の業務規則により秘密情報にアクセス可能な対象者を部署又は職制等で制限する規定を設けている企業は91%以上であり、ほとんどの企業が、業務規則に、何らかの秘密漏洩防止のための規定を設けていた。更に、79%の中国法人では秘密の範囲を明確化しているとの回答であった。この結果から、中国における日本企業の秘密情報の漏洩防止に対する重要性認識の浸透を表しており、業種によらず、また中国法人が研究拠点か製造拠点か等によらず、情報流出に対する危機意識が定着化していることがわかる。

労働契約法23条では、「使用者と労働者は、労働契約の中で使用者の商業秘密保持及び知的財産権に関する秘密保持事項について約定することができる。」と規定されている。この規定を利用して、ほぼ全ての企業において従業員の雇用契約に秘密保持義務を課していた。雇用契約に設ける条項としては、秘密情報の漏洩禁止、社内物品の持出禁止、私的使用の禁止等を大半

の企業が設けており、その他の事項としては、秘密情報へのアクセス制限、秘密漏洩発見時の報告、秘密情報の返却義務（退職時・職務内容変更時・会社要求時など）、職務外使用の禁止、違反時の損害賠償等の条項を設けている場合もあった。

ところで法的に商業秘密（いわゆる営業秘密）が保護されるためには、秘密情報範囲の指定及び秘密情報の管理等、秘密を確保するための合理的な秘密保持措置を採ることが必要である³⁾。中国においては、最近、商業秘密漏洩に関して、商業秘密漏洩防止を規定した労働契約が証拠として採用され、これに基づき従業員に対する秘密保持措置を採っていたと認定された判決がいくつか出されている⁴⁾。この観点からも、少なくとも従業員との雇用契約に秘密保持義務規定を設けることが重要である。

(2) 退職後の対策

また、従業員の退職後も一定期間秘密保持義務を課す条項を設けている企業は91%であった。この条項を設けている場合、約80%は雇用契約時に、約20%は退職時に設けており、双方に設けている例もあった。

さらに、従業員の退職後に競業避止義務を課す条項を設けている企業は61%であった。また本条項も、雇用契約時又は退職時のいずれかのタイミングで設けられていた。なお、労働契約法24条では、「競業制限を行う人員は使用者の高級管理職員、高級技術職員及びその他の機密保持義務を負う人員に限る。」「制限する期限は2年を超えてはならない。」と規定され、また、労働契約法23条では、「労働契約を終了又は解除した後、競業制限期間内に月極で労働者に支払う経済補償について約定することができる。」と規定されている。以上の通り、従業員の退職後に競業避止義務を課す場合は、競業禁止の対象者が限定されること、競業禁止期間が退職後

2年以内に制限されること及び競業制限期間内に経済補償が生じること等種々の制限がある点に留意する必要がある。

(3) その他の対策

また、契約以外に対策を行っている例としては、従業員への教育指導や啓発、従業員の所属に応じた立入場所の制限、ノートPCや記録媒体等の社外持出の管理、社内情報へのアクセス制限やログ管理、退職者のユーザーID削除によるアクセス遮断などがあつた。

3.3 先使用権の活用

従業員や退職者からの情報流出に基づいて他社から特許出願がなされることも想定される。そのような場合、特許出願に対し秘密保持違反や冒認出願として法的措置を行う対応策もあるが、先使用権の立証も防御策の一手段である。

アンケートの結果では、先使用権の立証作業について、考え方やルールを決めている企業は24%であったが、その大半は製造拠点をもつ企業であった。しかし、実際に先使用権の立証作業を行っている企業は、未だ多くはないようである。

ところで、専利法69条2項では、先使用権について「専利出願日前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用し、又は製造、使用に必要な準備を終えており、かつ従前の範囲内で製造・使用を継続する場合」は侵害とはみなさない旨が規定されている。従って、中国では先使用権が認められる行為は製品の製造又は方法の使用であり、他の実施行為（例えば輸入、販売、販売の申し出、製品の使用行為等）には及ばない可能性がある点に留意する必要がある。

また、「従前の範囲」について、最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈⁵⁾15条3項には、「専利出願日前の生産規模、及び既存の生

産設備を利用し、又は既存の生産準備に基づいて達成可能な生産規模の範囲」である旨が記載されている。

このように、中国における先使用権が及ぶ範囲は、実施行為や生産規模で制限される可能性がある点に留意する必要がある。

4. 現地で生まれた発明の取扱い

4.1 職務発明の判断

(1) 職務発明の基準と帰属

日本では、職務発明であっても特許を受ける権利は原始的には発明者に帰属し、非職務発明についての予約承継等は無効とされる（特許法35条）。一方、中国では、職務発明は特別な契約・譲渡手続がなくとも使用者等である企業に属し（専利法6条1項）、非職務発明は発明者に属する（専利法6条2項）。但し、職務外であっても、「その部門の物質的・技術的条件（資金、設備、部品、原材料、又は一般的に開示されていない技術情報）を利用して完成した発明」については企業と発明者間で締結した契約に従うと規定されている（専利法6条3項）。

従って、専利法6条1項に規定される職務発明は日本のように予約承継するための契約は必ずしも必要ではないが、専利法6条3項に規定される発明が誰に帰属するのかわからずトラブルにならないよう契約で定めておくべきである。

アンケートでは、職務発明の判断基準を設けている企業の58%が専利法6条1項に規定する発明に加えて専利法6条3項に規定する発明についても「職務発明」と判断していると回答した。

特許を受ける権利（専利出願権）の帰属が中国法人にあることを確認する方法としては、対象企業の約60%が、包括契約や案件毎の個別契約など形式上のバリエーションはあるものの、各社何らかの書面に基づき行っている。

(2) 発明の届出と職務発明の判断主体

中国では、上記のとおり専利法6条3項に規定する発明については別途契約によって会社帰属とすることができることから、職務発明に限らず発明が生まれた場合には届出義務を課すことが自社技術保護の観点から有効であると思われる。

アンケートでは、発明の届出義務を課している企業の42%が職務発明以外も届出義務を課していると回答した。また、職務発明か非職務発明であるかの判断主体は、中国法人の場合と日本法人の場合に分かれたが、中国法人に知財管理組織がある場合、ほとんどの企業が中国法人と回答した。

4. 2 現地で生まれた発明の取扱い

(1) 中国法人単独発明の取扱い

中国法人単独でなされた発明が専利法6条1項に規定する職務発明である場合や専利法6条3項に規定する別段の定めによって原始的に企業に属する発明である場合には、当該発明を中国法人へ帰属させるために特段の譲渡行為は不要と解される。

その発明に係る特許を受ける権利を最終的に帰属させる主体についてアンケートをしたところ、中国法人よりも日本法人に帰属させるケースが最も多かった。他には、開発費等の費用の負担割合や開示技術情報の多寡に応じて決めている企業があった。

なお、日本法人に帰属させるケースが多い理由としては、日本法人から中国法人への委託開発に基づく発明が多いためであると推測される。以下、委託成果の取扱いについて詳細に述べる。

(2) 中国法人と日本法人の委託開発成果の取扱い

中国法人と日本法人との委託開発成果の帰属

の定めに関するアンケートをしたところ、定めがある企業においては、法人間の包括契約にて規定している場合と、委託開発案件毎の個別契約にて規定している場合がほぼ半々であった。

また、委託開発成果の帰属について定めがある場合、ほとんどの企業がその帰属先を「原則委託元（日本法人）に帰属」としていたが、発明者主義を基準としているケースもあった。

一方で、42%の企業は特に定めはないと回答した。

中国では、当事者間に特に取り決めがなければ、委託開発により完成した発明の出願前の特許を受ける権利は開発を受託して発明を完成させた側に帰属する（専利法8条、契約法339条）。

従って、委託開発に係る発明の出願前の特許を受ける権利を委託元の日本法人に帰属させたい場合には、中国法人との間で、その旨を取り決めておく必要があることに留意すべきである。

(3) 中国法人と日本法人の共同開発成果の取扱い

中国法人と日本法人との共同開発成果の帰属に関する定めについてアンケートをしたところ、定めがある企業においては、法人間の包括契約にて規定している場合と、共同開発案件毎の個別契約にて規定している場合がほぼ半々であった。

また、共同開発成果の帰属について定めがある場合、その帰属先としては、「原則日本法人に帰属」とする企業が最も多く、以下、「原則中国法人と日本法人との共有」、「開発費の費用負担に応じて決定」の順であった。一方で、約半数の企業は特に定めはないと回答した。

中国では、当事者間に特に取り決めがなければ、共同開発により完成した発明の出願前の特許を受ける権利は共有となる（専利法8条、契約法340条）。

従って、共同開発に係る発明の出願前の特許

を受ける権利を日本法人に帰属させたい場合には、中国法人との間で、その旨を取り決めておく必要があることに留意すべきである。

4. 3 職務発明に関する奨励・報酬

(1) 奨励・報酬の支払い時期

専利法16条では、「専利権を付与された部門は、職務発明の発明者に対し奨励を与えなければならない、発明が実施された後、発明者に合理的な報酬を与える義務がある」と規定されている。専利法16条では専利権付与後について規定しているため、それ以前の例えば出願時や発明届出時には奨励や報酬を必ずしも支給する義務はない。奨励・報酬の支払い時期についてアンケートをしたところ、各社各様であり、法定の「登録時」や「実施時」に限らず、「出願時」にも奨励・報酬を支払うと回答した企業も相当数あった。これらの企業では、奨励・報酬の支払時期に関して、日本法人の職務発明規定と同様の考え方を中国でも適用していると思われる。

(2) 奨励・報酬の金額

専利法16条に規定された奨励と報奨の方式及び金額については発明者と約定し、又は法に従って制定した規定制度の中で定めることができる（専利法実施細則76条）。但し、それがない場合には専利法実施細則77～78条に規定される金額の奨励・報奨を支払わなければならない。

具体的には、特許については、以下のように規定されている。「特許権公告日より3ヶ月以内に発明者に報奨を支払わなければならない、特許1件あたりの報奨は3000元を下回ってはならない」（専利法実施細則77条）。「特許権の有効期限内において、特許が実施された後、毎年、その実施により得られた営業利益の2%を下回らない金額あるいは上述の比率を参照した金額を一括で、発明者に報酬を与えなければならない。特許権が付与された機関が、その他の機関

又は個人にその特許の実施を許諾した場合、取得した使用許諾料の10%を下回らない金額を報償として発明者に与えなければならない」（専利法実施細則78条）。

従前の専利法実施細則では、中国の国有企業のみが適用主体となっていたが、2010年2月1日施行の第3次改正後の専利法実施細則では外資系企業を含めた民間企業にも専利法実施細則76～78条が適用されることとなった。従って、発明者との間に専利法実施細則76条に基づく約定がない場合には、専利法実施細則77～78条に規定される金額の奨励・報奨を支払わなければならないことに留意する必要がある。

奨励・報酬の金額・算出基準についてアンケートをしたところ、専利法実施細則77～78条相当の基準を設けている企業よりも、日本法人における職務発明対価と同等額・同等基準としている企業の方が多く見られた。これは、専利法実施細則に規定される最低基準が、中国における給与水準と比較すると相当高額であることが影響しているものと思われる。一方で、職務発明に関する奨励・報酬を原因とする訴訟リスクを軽減する観点から、専利法実施細則に規定される金額に基づいて決定している企業もあった。また、中国国内に拠点が複数ある場合、中国国内での地域格差や職務毎の賃金格差を考慮して地域毎に奨励・報酬を決定している企業もあった。また、職務発明に対する奨励・報奨について金銭以外のインセンティブとして社長表彰などを行っている企業もあった。

(3) 地方独自規定

地方人民政府の中には、以下のように、報奨や報酬の算定等について専利法実施細則の規定とは異なる規定を設けている場合があるため留意する必要がある。

1) 上海市発明創造の権利帰属と職務報酬の

実施弁法

職務発明を自己実施したのち3ヶ月以内に、若しくは譲渡、ライセンスの契約を締結した後30日以内に、関連情報を発明者に通知しなければならない(12条)。

2) 知的財産権の保護を強化し、特許戦略を実施し、科学技術の刷新を促進することに関する青島市人民政府の意見⁶⁾

特許、実用新案及び意匠の奨励金は、それぞれ5000元、2000元及び1000元を下回ってはならない(三-8)。

5. 出願から権利化に関して

5.1 現地発明の出願について

アンケート調査の結果、中国法人で発明が発生したことがある企業は45%であった。これは、2008年のアンケート調査結果39%と比較して、若干増加している。また、これらの企業のうち、ほぼ全ての企業が、中国法人で発生した発明を特許又は実用新案として出願している。

図1は、現地発明の出願の有無を、業種別に示したものである。

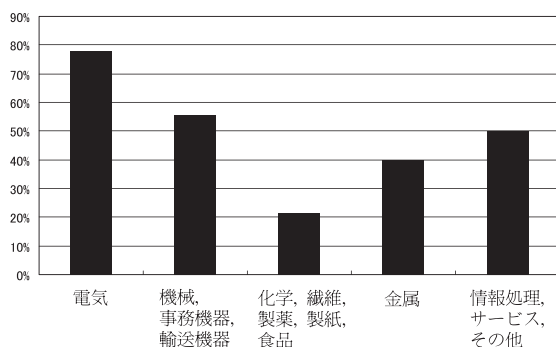


図1 現地発明の出願の有無

図1で示すように、「電気」及び「機械、事務機器、輸送機器」の中国現地発明の出願が多く、これは、他の業種と比較して、中国に研究拠点を設立している企業が多い傾向にあるから

と考えられる。逆に「化学、繊維、製薬、製紙、食品」では、中国現地発明の出願は少なく、この理由としては、製造拠点又は営業拠点のみを持つ企業が多いからと考えられる。

5.2 出願の要否判断、中間処理の対応および権利の維持・放棄

出願人の名義は、日本法人の単願とする企業が26%、中国法人の単願とする企業が31%、日本法人と中国法人の共願とする企業が10%、単願と共願をその都度使い分ける企業が31%であった。

出願の要否判断については、日本法人が判断する企業が67%、中国法人が判断する企業が33%であった。

審査請求の要否判断、中間処理の対応、及び、権利の維持・放棄の判断については、日本法人の知財部門が行うと回答していた企業が60%、中国法人の知財部門が行うと回答した企業が16%であった。

以上の結果から、権利の帰属先が中国法人であっても、日本の知財部門が介入する企業が多いことがわかった。

なお、出願に際して中国特有の判断基準があるかを質問したところ、ハイテク企業認定(8.2節参照)のために出願していると回答した企業もあった。

5.3 機密保持審査

(1) 第3次改正法

第3次改正法(2009年10月1日施行)以前では、中国国内で完成した発明を外国に出願する場合には、まず中国に第1国出願することが定められていた。しかし、第3次改正法によって、条件付で中国以外の外国へ第1国出願することが可能となった。

専利法20条1項には、「いかなる部門又は個人が国内で完成した発明又は実用新案につい

て、外国で専利出願する場合、まず国務院専利行政部門に機密保持審査を受けなければならない。」と規定されている。

また、同条4項には、「本条第1項の規定に違反して外国で専利出願した発明又は実用新案について、中国で専利出願した場合は専利権を付与しない。」と規定されている。

また、専利法実施細則8条には、「直接に外国に専利出願する或いは関連する外国機構に専利の国際出願を提出する場合、事前に国務院専利行政部門へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。」と規定されており、「国務院専利行政部門に専利出願した後外国に専利出願する或いは関連する外国機構に専利の国際出願を提出する場合、外国に専利出願する或いは関連する外国機構に専利の国際出願を提出する前に国務院専利行政部門に請求を申し立てなければならない。」と規定されている。

即ち、中国以外に第1国出願する場合は、機密保持審査の請求を行う必要がある。この際、機密保持審査請求書と技術方案説明書を中国語で提出する必要があるが、技術方案説明書は外国へ出願する内容と一致していなければならない。専利法実施細則17条の規定に準ずる⁷⁾。

また、中国に第1国出願した場合でも、その後、中国以外の国へ出願する際には、機密保持審査の請求を行う必要がある。

(2) 機密保持審査の期間

専利法実施細則9条では、「出願人は4ヶ月以内に機密保持審査通知を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に専利出願或いは関連する外国機構に専利の国際出願を提出することができる。」と規定されている。

通常、機密保持審査は1ヶ月以内で完了するケースが多い模様である。しかし、国務院専利行政部門（中国知識産権局）の審査担当者は必ず

しもその分野に詳しい人や経験豊富な人ではないので、日数にはバラツキがある模様である。

ここで、外国出願を想定している場合には、優先権の期限日前に手続きを完了させておく必要がある。即ち、中国に出願してから数ヶ月後に外国出願要否の判断を行っている企業が多くあると思われるが、翻訳等の業務と並行して機密保持審査の手続きも完了しておく必要がある。このような場合に、機密保持審査の請求の手続きが間に合わなくなる等の懸念を無くするため、外国出願要否の判断に関わらず、全ての中国現地発明に対して、中国出願と同時に機密保持審査の請求をするという方法もある。

また、機密保持審査の経験がある企業にヒアリングしたところ、至急の場合は現地代理人を介して強く要請することが有効とのことであり、なかには機密保持審査請求の当日に審査通知を受け取ったケースもあった。

(3) 台湾との関係

台湾に出願する場合には、機密保持審査請求が必要かどうかは条文上明確ではないが、現地代理人の情報によると、請求したほうが安全であり、実務上も行われているようである。

なお、過去には、中国と台湾の間で優先権主張をすることができなかったため、例えば、中国出願と同時に機密保持審査を請求し、優先権を伴わずに台湾へ出願する等の施策を講じる必要があったが、現在では、2010年9月12日以降の出願に対して、中国と台湾の間で優先権主張が可能となっている（「海峡兩岸知的財産権保護協力協議」の調印に伴う専利法第27条及び第28条の一部改正：2010年9月12日施行）。

(4) PCT出願の利用

中国へ第1国出願をする場合、機密保持審査の代わりに中国知識産権局を受理官庁としたPCT出願を利用することもできる。即ち、専利

法実施細則 8 条には、「国务院專利行政部門に専利の国際出願を提出する場合、同時に機密保密密審査請求を提出したものとみなされる。」と規定されている。

なお、中国知識産権局を受理官庁としたPCT出願をした場合、台湾へはPCT出願を基礎として1年以内なら優先権主張が可能となっている。

また、中国知識産権局を受理官庁としたPCT出願をする場合の言語としては、中国語の他に英語も使用することができる（中国専理局の中国における特許協力条約の実施に関する規定第5条）。中国法人を持つ企業でも、発明する社員の多くが中国人以外（日本人等）である場合等、英語でも対応できるPCT出願の方が便利な場合があるかもしれない。しかし、この場合には、PCT出願から中国へ国内移行する際には中国語に翻訳する必要がある。

なお、中国知識産権局を受理官庁としたPCT出願によって中国へ第1国出願した場合、中国へ国内移行する義務は無い。

6. 技術移転

6. 1 技術移転に伴う行為

中国法人を設立するにあたり、特に、製造拠点又は研究開発拠点として設立する場合は、日本法人（親会社）から中国法人へ技術移転を実施することが考えられる。

具体的には、日本法人から中国法人への技術ライセンス（ノウハウ又は特許の実施許諾等）や特許の譲渡といった行為が考えられる。

本章では、技術ライセンス、特許の譲渡に係る法規及びその留意点を紹介する。

6. 2 技術ライセンス

技術ライセンスに係る法規として、2002年1月1日に施行された技術輸出入管理条例がある。この条例は、中国国外から国内に、又は

中国国内から国外に、貿易、投資又は経済技術協力を通じ、技術を移転する行為に対する管理を定めている。この条例では、技術を、輸入禁止技術（日本から中国へ技術移転できない技術）と、輸入制限技術（当局の輸入許可が必要な技術）と、輸入自由技術とに区分している。

(1) 輸入制限技術の許可制度への対応

技術ライセンスの対象技術が、前述の輸入制限技術に該当する場合、技術輸出入管理条例10条～16条で規定されているように、対外経済貿易主管部門（以下、商務部）の許可を得ることに注意が要る。許可を得ずに、輸入制限技術を中国国内へ輸入する行為は、技術輸出入管理条例46条および47条で規定されているように、刑事責任を負うものとされている。

また、輸入禁止輸入制限技術管理弁法9条で規定されているように、許可申請の後、商務部から技術輸入許可意向書を得た後で、当事者間で契約を締結できることにも留意する必要がある。当事者間で技術ライセンス契約を締結した後、再び、許可申請を行い、審査を経て、輸入許可又は不許可が決定される。

なお、許可申請前に、技術ライセンスの対象技術が、輸入制限技術に該当するかどうかを判断するにあたり、輸入禁止輸入制限技術管理弁法2条で規定された、中国輸入禁止・輸入規制の技術目録を参考にできる。

(2) 輸入自由技術の登録制度への対応

技術ライセンスの対象技術が、前述の輸入自由技術に該当する場合、技術輸出入管理条例17条～19条で規定されているように、商務部へ契約等の書類を登録することに留意する必要がある。

技術輸出入管理条例には、技術ライセンス契約を登録しなかったことについての明確な罰則規定はないが、契約後に係争が発生した場合、

技術ライセンス契約を登録しておけば、契約内容を証明できる有力な証拠として利用できる。また、技術ライセンス契約に基づき、中国国内のライセンサーが、国外のライセンサーへ、ライセンス料（ロイヤルティなど）を海外送金するにあたり、登録済みの契約や技術輸入契約登録証などの書類が、送金手続きに必要となることに留意する必要がある。

ところで、商務部へ登録を申請すると、場合によっては、輸入自由技術であっても、商務部が実質的な契約審査を行い、申請者へ契約の修正を要求することがある。アンケートの結果、契約の修正を要求されたことがあると回答した企業は、40%であった。企業によっては、例えば、ロイヤルティの料率の下方修正を要求された経験があった。アンケートの結果、ロイヤルティの料率は様々であったが、審査において、料率が高いとみなされると、担当官からその旨異議を受ける可能性があることがわかった。その他、後述する特許保証を明記する事や、1年ごとに実績ベースで契約するなど、様々な要求を受けることがわかった。なお、中国では地域によって運用が異なることが多々あり、ある地域では問題なく登録できた契約内容であっても、別の地域では修正を要求される場合がある。従って、地域毎の対応を現地の弁護士と事前協議することも有用な手段かと思われる。

(3) 保証義務への対応

技術ライセンスに関して、技術輸出入管理条例24条には、技術輸入契約の譲渡人（ライセンサー）に対する提供技術の保証義務が規定されている。この条例によれば、技術輸入契約の提供技術の譲受人（ライセンシー）が、提供技術を使用した結果、第三者に権利侵害で告訴された場合、ライセンサーは協力して対応する責任が述べられている。更に、権利侵害が確定した場合、ライセンサーは、ライセンシーに代わっ

てその責任を負うことが述べられている。

また、技術輸出入管理条例25条には、ライセンサーに対して、提供技術が完全かつ有効であり、ライセンシーが技術目標を達成できることを保証する義務が規定されている。

日本法人（親会社）と中国法人の間で、技術ライセンス契約を締結する場合は、ライセンサーとライセンシーが同じ企業グループに属するので、これら保証義務の実質的なリスクは比較的低いという考え方もある。

一方で、日本法人が第三者である中国企業へ技術ライセンスする場合は、ライセンサーである日本法人にとって、依然として、これらの保証義務がリスクとなる。この場合、技術ライセンス契約において、日本法人がグループ企業の中国法人へサブライセンス権付きでライセンスした上で、この中国法人が第三者の中国企業へサブライセンスする形態を採ることで、保証義務のリスクを回避する方法もある。即ち、中国法人から中国企業へのサブライセンスは中国国内の技術ライセンスとなるので、このサブライセンス契約は技術輸出入管理条例の対象外となり、ライセンサーに対する保証義務を回避することができる。

(4) 改良技術の帰属への対応

技術ライセンスにおいて、提供技術に基づく改良技術の帰属について、技術輸出入管理条例27条では、「技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術は改良した側に帰属する」と規定されていることに注意が要る。即ち、中国国内のライセンシーの改良技術を、国外のライセンサーへ帰属させる条項（アサインバック条項）を、技術ライセンス契約に含めることはできない。

一方で、契約法340条（専利出願権に関する条項）によれば、「共同開発で完成した発明は、当事者が異なる合意をした場合を除き、専利出願権は共同研究開発人の共有に属する」と規定

されている。従って、改良技術が共同開発の成果である場合、国外のライセンサーへも改良技術を帰属させることも可能と考えられる。

続いて、改良技術の実施許諾について、2005年1月1日に施行された最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈⁸⁾ 10条1項によれば、当事者の一方が自ら改良した技術を他方に無償で提供することを要求することは、契約法329条で規定された技術の違法独占、技術進歩の妨害に該当するので、その技術契約は無効とされていることに注意が要る。即ち、技術ライセンス契約において、中国国内のライセンシーの改良技術を国外のライセンサーに無償で実施許諾させる条項（無償のグラントバック条項）が含まれていると、その契約は無効とみなされる可能性がある。

(5) 契約期間満了後の継続使用への対応

技術ライセンス契約では、契約期間満了後においてライセンス対象技術（ノウハウ又は特許発明）をライセンシーが継続使用できるようにするのか又は継続使用を禁止するのかについても検討する必要がある。

技術輸出入管理条例28条では、「技術輸入契約期間の満了後、技術譲渡人と譲受人は公平合理の原則に従い、技術の継続使用について協議することができる」と規定されている。即ち、契約期間満了後において、ライセンシーが対象技術を継続使用することを禁止する条項や、技術が未公開であれば秘密保持義務を課す条項等を技術ライセンス契約に含めることができる。なお、アンケートの結果、中国国内のライセンシーが継続使用することを禁止する場合、制限として、中国企業へ供与した技術資料の返還を求める制限を設ける条項や、契約期間満了後の秘密保持期間を定める条項を技術ライセンス契約に含める場合があることがわかった。

(6) 専利実施許諾契約の届出制度への対応

ライセンス契約を登録する規定は、前述の技術輸出入管理条例18条の他に、専利法にも存在することに注意が要る。専利法実施細則14条は、専利権者が他者と専利実施許諾契約を締結する場合、当該契約を国務院専利行政部門（中国知識産権局）へ登録することを規定したものである。

専利法には、専利実施許諾契約を登録しなかったことについての罰則規定は述べられていないが、契約締結後に係争が発生した場合、中国知識産権局の登録証があれば、契約内容を証明できる有力な証拠になる。

なお、2011年8月1日に施行された専利実施許諾契約届出弁法17条では、「専利実施許諾の期間が満了、又は満了前に解除する場合は、当事者は、期間満了日又は解除協議書を締結した後30日以内に、国務院専利行政部門に届出抹消手続きを行う」と規定されており、専利実施許諾契約が満了又は解除された場合には中国知識産権局での抹消手続きが必要となることにも留意する必要がある。

6. 3 特許の譲渡

日本法人から中国法人へ特許や実用新案といった専利を譲渡する場合も、技術ライセンスと同様に、技術輸出入管理条例の対象になる。従って、6.2の技術ライセンスの(1)～(3)で述べた対応が必要となる。

また、専利出願権又は専利権を譲渡する場合、譲渡契約を国務院専利行政部門（中国知識産権局）へ登録する必要がある（専利法10条）。専利法には、譲渡契約を登録しなかったことについての罰則規定は述べられていないが、専利出願権又は専利権の譲渡は中国知識産権局への登録日から有効となることに留意する必要がある。

7. 中国企業や大学との共同又は委託研究

7. 1 研究開発の形態又は組織

中国の大学や中国企業等と共同・委託研究をしているか否かについては、43%の企業で共同・委託研究の実績があった。企業の業種別では、機械・事務機器・輸送機器が最も多く、約65%の企業で実績があり、化学・繊維・製薬・製紙・食品が最も少なく、約20%に止まった。

共同・委託研究の形態の内訳は、大学との共同研究(47%)>大学との委託研究(23%)>現地企業との共同研究(13%)の順であり、大学との共同又は委託研究をしている企業が多かった。少数ながら、現地企業とR&Dセンター設立や共同事業会社を設立、また現地企業に委託研究をしている企業もあった。

7. 2 研究開発成果(特実意)の取扱規定

(1) 研究開発成果の帰属

中国の大学や中国企業等となした研究成果の帰属規定については、70%の企業が包括契約で事前に決めるとしているが、実際には40%が発明の完成に至る過程で個別契約での規定を行うと回答しており、必ずしも包括契約どおりには締結できないケースもあると推定される。研究開発成果の帰属は最終的に、共有(42%)が最も多く、自社のみ(21%)や中国側のみ(11%)は比較的少なかった。案件毎にケースバイケース、発明者主義等で事後に帰属を柔軟に決めている企業(26%)も多く見られた。なお、予め成果の対価も含めて研究委託することで自社のみに帰属させる企業もあった。

契約法340条には、共同開発によって完成した発明は、当事者が異なる合意をした場合を除き、専利出願権は共有であること等が規定されている。また、同法339条には、委託開発で完

成した発明は、当事者が異なる合意をした場合を除き、専利出願権は研究開発人、つまり委託先の中国大学又は中国企業に属することが規定されている。従って、状況にもよるが、少なくとも委託開発の成果を自社に帰属させたい場合には、相手方との契約にその旨規定しておくことが望ましいと考えられる。

(2) 契約の言語

契約の言語については、英語(60%)>中国語(23%)>日本語(10%)の順が多いが、40%の企業で中国語と他言語(英語又は日本語)の併記の経験があった。併記の経緯として、英語のみを拒まれ中国語でも併記する妥協案を受け入れたケースも複数あった。

(3) 出願実績

共同・委託研究の実績のある企業のうち、37%で実際に研究成果を出願した実績があった。業種別には、電気業界では、共同・委託研究を行っている企業の全てにおいて出願の実績があったが、他の業界では、0~3割程度と出願実績は少なかった。

7. 3 共有特許の自己実施又は第三者への実施許諾

(1) 共有特許の自己実施

共有特許の自己実施については専利法15条に、共有者間で約定がある場合はその約定に従い、無い場合は、共有者は単独で実施できることが規定されている。

アンケートの結果、共有特許の自己実施については、規定していない(39%)が最も多く、自社のみが実施と規定(17%)、相手方の許諾を得て自社が実施と規定(11%)は少数であった。規定していない理由としては、現状両者自由実施が基本となっている、安易に規定して自社の自己実施が縛られるのを避けたい、中国法

の規定で自ずと決まるから、等の意見があった。

更に、自社のみが実施と規定した企業に不実施補償規定があるかを質問したところ、全ての企業から無しとの回答であった。その理由としては、明確には不実施補償を規定せずにもむしろ先方から協議を求めることができるような条文に配慮したから、相手側が要求しなかったから、との意見があった。

(2) 共有特許の第三者への実施許諾

共有特許の第三者への実施許諾については専利法15条に、共有者間で約定がある場合はその約定に従い、約定が無い場合は、共有者は第三者に通常実施権を許諾することができること、第三者に実施許諾する場合、その実施料は共有者同士で分配することが規定されている。

アンケートの結果では、共有特許の第三者への実施許諾については、相手方の許諾を得た上で許諾できる(41%)、規定していない(24%)、自社のみが自由に許諾できる(18%)の順で多く、共有特許の自己実施に比べて、規定していない企業は少なかった。その理由としては、自己実施とは異なり、規定により自社による第三者実施許諾が縛られることよりも、共願先が自由に競合他社へ実施許諾してしまうリスクの方が高いと考える企業が多いからだと思われる。また、内容に応じて、個別の共同出願契約で定めるとの意見もあった。

7. 4 契約での留意点

アンケートの結果では、日本の契約との相違点として、契約交渉期間が長い、第三者実施許諾条項に制限を加えていない、特許保証や届出制度の考慮等が挙げられた。

また、日本企業が中国の大学等と委託又は共同研究をする場合は、前述した技術輸出入管理条例の輸出入に関する契約の届出規定(17条、39条)や改良技術の規定(27条)があることに

も留意が必要である。

さらに、中国の大学の特徴として傘下に校営企業(大学に所有権と経営権がある)が存在することは注意すべき点である。校営企業は、大学から産業への技術転換の役割を担い、職員は原則として大学の教職員が派遣されており、特に科学研究スタッフ及び教育スタッフが企業へ異動(2年間程度)することを中国の大学は奨励しているとの情報もある⁹⁾。大学との共同研究・委託研究の一部を校営企業の職員が分担していることも想定して、研究成果に係る共有特許の自己実施、第三者実施許諾の範囲を検討する必要がある。

8. 中国の自主创新政策の活用

8. 1 概要

(1) 「自主创新」の概念

最近の新興国におけるイノベーションや技術標準等に関する政策の展開は著しく、中でも中国の動きは際立っている。「自主创新(イノベーション)」は明確に定義されていないが、一般的な理解として、「中国本土によるイノベーション」と理解されている(「成果が中国自身に帰属するイノベーション」という理解もある¹⁰⁾)。胡錦濤主席は2006年の全国科学技術大会において、「自主创新路線を貫き、创新型国家を建設する」と述べ、「自主创新」の概念を打ち出した¹¹⁾。その後、『国家中長期科学技術発展規画綱要(2006-2020)』(以下『綱要』)の正式発表を機に、今後15年の科学技術事業の方針を「自主创新による発展の推進」と定め、中国は本格的に「自主创新」の幕を開けた。

(2) 「自主创新」に関わる政策・措置

中国政府の『綱要』によると、以下の重要政策と措置が掲げられている¹²⁾。

① 企業の技術革新を奨励する財政、税制政

策の実施

- ② 導入技術の消化, 吸収, 再革新の強化
- ③ イノベーション成果の政府購買を促進
- ④ 知財戦略と技術標準戦略の実施
- ⑤ イノベーションと創業を促進する金融政策の実施 等

2006年以来, 中国政府が『綱要』の政策を具現させ, 現地開発企業に対して様々な優遇・支援政策を実行した。同時に「中国本土における開発」を進めている日系企業は, ノウハウを含む自社の競争優勢をどのように保護するかというリスクを心配する一方, この国家戦略に位置された「自主创新」の波に乗って, 自社に有利な優遇・支援・形勢を利用するというチャンスもある。

以下, 『綱要』政策の前記①, ③と④に関わる代表的な具体政策, 即ち, ハイテク企業認定(①関連), 政府調達優遇(③関連), 技術標準制定の推進(④関連), 知的財産に関する助成・奨励(④関連)を説明した上で, アンケートから把握した日系企業の対応現状を紹介する。

8. 2 「自主创新」に係る一部の具体政策

(1) ハイテク企業認定

1) 概要

2008年に公布された「ハイテク企業認定管理弁法」¹³⁾(と「ハイテク企業認定管理作業手引」¹⁴⁾)の認定条件(10条)を満たす企業(中国国内にて登録し1年以上経過している企業)は企業所得税優遇税率(15%)が受けられる(普通税率25%)。

認定条件として, 製品(サービス)の分野, 技術職従業員の比率, 研究開発費の割合, ハイテク製品(サービス)による収入の割合等の条件の他, 知的財産権に関しては以下の規定がある。

- a) 中国国内で登録され, 又は5年以上全世

界的な独占的使用権(ハイテク企業の有効期限は5年以上の独占的使用権期間以内にあるものとする)を有し, 且つ中国の法律の有効保護期間内にあるものとする。

b) 特許, 実用新案, 及び(主に科学と工程技术の方法を利用し, 研究と開発のプロセスを経て得た)意匠, ソフトウェア著作権, 集積回路配置利用権, 新種の植物の総数によりランク付けする。採点レベルは, Aレベル: 6件 或いは特許1件, Bレベル: 5件, Cレベル: 4件, Dレベル: 3件, Eレベル: 1~2件, Fレベル: 0件とする。

2) アンケート結果

自主创新政策の活用状況に関するアンケートについては以下の特徴があった。

ハイテク企業認定を知っている企業(75%・31社)の内, その認定申請をした実績がある会社は30%(10社)しかなかった。認定申請した10社の内, 9社はハイテク企業認定されていたことから, 必要な資料を用意すれば高い比率で認定されることが窺われる。

なお, 認定された企業に対して, 知財権の条件をどのようにクリアしたかを質問したところ, 「中国法人の知財権取得」の回答比率が64%で過半数を上回り, 「中国法人への譲渡」と「中国法人への独占許可」の比率がそれぞれ21%と14%であった。そして知財権の種類では, 特許を利用する企業と特許を利用しない企業の割合が2対1であった。

(2) 政府調達による自主创新製品の優遇

中国市場において, 政府の予算を使う機構(政府部門, 国有企業, 大学, 研究機構等)が様々な分野の企業から種々の製品を調達する場合, それが自主创新製品であると優遇されるという動きがあった。従って, この政策中の知財に関わる内容等を理解するのは重要だと考えられ

る。以下、政策の経緯を説明する。

1) 政策の経緯

a) 中央政府

2009年：「2009年国家自主创新製品の認定(意見募集)」

2009年付けで3つの政府部署より合同で公布されている通知(「2009年国家自主创新製品認定の展開に関する通知」)により、中央政府による自主创新製品の購買政策が発表されたが、日米欧に大きく非難されたため実行されなかった。

2010年：「2010年国家自主创新製品の認定(意見募集)」

2009年より中国国内で生産する外資系企業にとって不利な認定条件が軽減されたため非難が殆どなかった。

2011年：「国家自主创新製品認定管理弁法(試行)」の実行を停止する通知

2011年の「中米共同声明」に記載された「中国の創新政策は政府調達優遇との関係をつけない」という声明により、中央政府は自主创新製品の政府調達優遇政策を停止した。

b) 地方政府

2009~2010年：

一部の地方政府は、自主创新製品目録の作成等の活動を行った(例えば「上海市2009年政府調達自主创新製品目録」)。

2011年：

中央政府の停止通知によって、一部の地方政府は2011年の自主创新製品認定を停止したが、残る地方政府の対応状況は未だ不明である。

2) 今後の動向

2011年11月の第22回米中商務通商合同委員会(JCCT)の公表結果(地方政府認定政策の撤廃等)によって、2009年から始まった政府調達による自主创新製品の優遇政策は終止したと思わ

れる。

しかし、自主创新政策そのものの撤廃ではないため、政府調達による自主创新製品の優遇政策は取り消されても、自主创新商品を支援するための別の優遇政策が作られる可能性はある。この際、2009年のような明らかに国内外の製品を差別する政策が出される可能性は低いと思われる。従って、前述のハイテク企業認定政策のように、日系企業にも有用な優遇政策が出された時には、その活用を検討していくべきである。

(3) 技術標準制定の推進

1) 概要

『綱要』にある技術標準戦略は知財戦略と同じ地位に設定されている。中国法人においてはこの技術標準制定に関わらないと市場から排除される恐れがあるため、関連政策の内容と動向を重視すべきであると考えられる。

そこで標準制定に対する意識と参加実績の二つの側面からアンケート調査した結果、以下のような結果となった。

a) 中国標準の制定又は制定動向に関心がある企業の割合は90%になっている一方、本社は中国法人の参加実績は15%しかなかった。

b) 中国標準の制定に参加する必要があると思う企業の比率は70%であり、その主な理由としては、次のとおりであった。

- ・自社に有利な標準規定にしたい(26%)
- ・中国標準が新たな市場参入障壁になる可能性がある(24%)
- ・自社でクリア可能な標準又は測定基準にしたい(22%)
- ・中国標準が国際標準となる可能性がある(15%)

ちなみに、「標準に係る他社特許が問題となる可能性がある」を選択した企業は7%しかなかった。

ところで、一部の中国法人の経験によると、

中国の技術標準制定に参画する際には特許との関連性を検討すべきという声もある。以下、標準制定の流れと特許に係る標準制度について説明する。

2) 標準制定の流れ¹⁵⁾

- ・ 起草機関（標準化研究所、技術委員会等）による年間計画の策定
- ・ 国家標準委員会・主管部門への申請・承認
- ・ ドラフト作成
- ・ 意見募集・編成
- ・ 審査（国家標準委員会・主管部門）
- ・ 制定・公布

なお、「ドラフト作成」と「意見募集・編成」に関し、企業が検討委員会へ参加して意見を提出するのは可能だが、中国国内企業（外資企業も含む）だけが委員として最終の投票権がある。

3) 特許に係る標準制度¹⁶⁾

過去、特許に係る標準制度として、二つの意見募集稿が発表されたが、いずれも制定されていない（「特許に係る国家標準制改訂の管理規定（意見募集稿）」（2009年）、「国家標準の特許に係る処置規則（意見募集稿）」（2010年））。

但し、「特許に係る国家標準制改訂の管理規定（意見募集稿）」に関し、以下の注意点がある。

- ・ 国家標準に係る特許は、必要不可欠な技術でなければならない。
- ・ 国家標準の制定・改訂に参加する者と関連会社は既知の関連特許について起草機関に公表しなければならない。公表しなかった者は、無償許諾したとみなす。

この規定は現時点では法令になっていないが、標準制定・改訂の参加者になっている企業は、起草機関に自社の関連特許を公表した方が安全だと思われる。特に自社の中国法人が参加していても、本社の特許も公表対象になる可能性があるため、現地担当者と本社知財部門間の

情報共有は重要である。

(4) 知的財産に関する助成・奨励

中国では多くの省・直轄市が地域産業の発展のために様々な助成・奨励政策を制定してきたが、日本企業の中国法人もこれらの助成・奨励政策を活用できる場合が多い。以下、日系企業も助成・奨励対象になる北京市中関村科学技術園区と上海市の政策を例として紹介する。

1) 北京市中関村¹⁷⁾

- a) 園区産業発展方向と一致する企業に対し、取得した国内特許の登録件数により、1件につき、5,000元の資金サポートをする。1社につき、1年の最高助成金額は100万元以内とする。
- b) PCTにより国際特許を出願し、各国移行段階に入った企業に対し、出願件数により、1件につき、5万元を助成する。1社は1年最高100万元を超えない助成金を取得する。1件の特許出願を複数の国に提出する場合は、重複計算をしない。

2) 上海市¹⁸⁾

「上海市特許出願費用助成弁法」（2007年）によると、特許第一出願者が上海市内の企業である場合、以下の助成が受けられる。

- a) 特許出願費は実費で助成する。
- b) 登録特許の実体審査費は実費で助成する。
- c) 特許の登録料及び登録後の2年目、3年目の年金は実費で助成する。
- d) 実用新案、意匠の登録料は実費で助成する。
- e) 国外に特許出願する場合は、1つの国での登録につき最高30,000元を助成し、1件の特許につき3つの外国出願助成を上限とする。

8.3 まとめ

中国法人は前記自主创新政策を積極的に利用し事業を有利に進めることができるが、中国の政策展開の情報入手は必ずしも容易ではない。その動向を十分監視しリスクを考慮することにより、本政策を有効に活用していくことができると考える。

9. おわりに

日本企業の中国進出が増加の一途を辿るなか、会員企業各社においては中国での知的財産活動がますます重要になっているものと思われる。また、中国が国家施策としてイノベーション型国家建設を進めているなか、日本企業としても中国の自主创新政策を上手に活用していく必要がある。

本稿は、中国の知的財産関連法規や自主创新政策を当WGなりに精査するとともに、中国事業における知的財産上の課題に日々向き合っている企業からの生の情報をアンケート調査及びヒアリングすることにより、まとめたものである。本稿が会員企業の中国事業展開の一助になれば幸いである。

注 記

- 1) 知財管理Vol.57, No.1 (2007)「中国における現地発明の取り扱い」
- 2) 知財管理Vol.59, No.9 (2009)「中国における現地発明の取り扱いの実体調査」
- 3) 法上の商業秘密(営業秘密)の構成要件は、①秘密性(公知でないこと)、②実用性、③収益性、及び④秘密保持措置を講じたことである(反不

正当競争法10条)。また、その具体的な要件については、不正競争民事案件の審理における法的適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈9条、10条、11条を参照。

- 4) 最高人民法院(2007)民三終字第1号等
- 5) 法釈[2009]21号
- 6) 中国知識産権局ホームページ(http://www.sipo.gov.cn/dfzz/qingdao/zcfg/zcwj/200712/t20071212_224123.htm)
- 7) ジェトロ北京センター「専利審査指南2010」
- 8) 法釈[2004]20号
- 9) 広島大学大学院教育研究科紀要 第三部 第55号 pp.125-131 (2006)
- 10) ジェトロ北京センター「自主创新政策と中国企業」p.1 (2007年3月30日)
- 11) ジェトロ北京センター「金融危機後の中国自主创新課題と対応策研究」p.4, 13 (2010年3月)
- 12) 国家中長期科学技術発展規画綱要(2006-2020) 8章
- 13) ハイテク企業認定管理弁法(http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/tax_028.html)
- 14) ハイテク企業認定管理作業手引(http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/tax_030.html)
- 15) 渋谷直樹「中国の標準問題が分かる～中国標準化戦略に迫る～」p.5,8
- 16) 遠藤誠「中国の標準制度・標準化戦略と知財」pp.29,30
- 17) ジェトロ北京センター「中国の知的財産における助成・奨励政策」pp.10～29, p.58, 74 (2010年3月)
- 18) 中国における貿易・投資上の問題点と要望(http://www.jmcti.org/cgi-bin/list_ind.cgi?Kind=Country&code=106&category=25) (前掲のURLの参照日は全て2012年6月25日)

(原稿受領日 2012年5月30日)